

福 井 県

～「福井海区漁場計画（素案）」～ に関する意見募集の結果

令和5年3月28日
福井県農林水産部水産課

福井県では、令和5年度に漁業権の一斉切替を行うため、漁業法（昭和24年法律第267号）第62条に基づく福井海区漁場計画の作成を予定していることから、同法第64条第1項の規定により該当海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者、その他利害関係人から、県民パブリックコメント制度実施要綱に基づき、意見を募集しました。

募集期間が終了しましたので、同法第64条第2項に基づき結果を公表します。

- 1 募集期間
令和5年3月2日（木）～3月16日（木）
- 2 意見件数（意見提出者数）
11件（4団体）
- 3 提出された御意見の概要および県の考え方
別紙資料のとおり
- 4 問い合わせ先
福井農林水産部水産課
TEL 0776-20-0435
FAX 0776-20-0653
メール suisan@pref.fukui.lg.jp

「福井海区漁場計画（素案）」に関する

意見の概要および県の考え方

○意見件数（意見提出者数） 11件（4団体）

意見の概要		ご意見に対する考え方
1	区第2号について、団体漁業権とされているが漁協にて自営で営みたいため個別漁業権での設定をお願いします。	漁協自営の事業計画であることから、福井海区漁場計画（案）で個別漁業権に変更します。
2	区第18号（現有免許区第21号）について、養殖筏の場所を一部変更したいため、漁場の区域を北側に広げていただきたい。	活用漁業権者からの区域の調整の意見であることから、福井海区漁場計画（案）に反映します。
3	区第15号について、漁期の変動を考慮して漁業の時期を1月1日から12月31日までに変更していただきたい。	活用漁業権者および共存する共同漁業権の活用漁業権者との調整の結果であることから、福井海区漁場計画（案）に反映します。
4	区第63号および区第65号は、漁場の区域および漁業を営む組合員が同じであり、2つの漁業種類を設定することによる大きな摩擦が認められないと考えられることから、まとめて区第63号として設定してほしい。また、既設の筏を利用してカキ類の養殖を行いたいため、貝類垂下式養殖を追加して欲しい。	活用漁業権者からの同一漁場において2つの漁業種類を設定することで摩擦が認められないとの意見および魚種の追加の意見であることから、福井海区漁場計画（案）に反映します。
5	区第75号および区第76号は、漁場の区域が隣接かつ漁業を営む組合員が同じであり、2つの漁業種類を設定することによる大きな摩擦が認められないと考えられることから、まとめて区第75号として設定してほしい。	活用漁業権者からの同一漁場において2つの漁業種類を設定することで摩擦が認められないとの意見であることから、福井海区漁場計画（案）に反映します。

6	区第 60 号において、既設の筏を利用してカキ類の養殖を行いたいので、貝類垂下式養殖を追加して欲しい。	活用漁業権者からの魚種の追加の意見であることから、福井海区漁場計画（案）に反映します。
7	区第 66 号において、既設の筏を利用してワカメとホンダワラ類、ウニ類の養殖を行いたいので、藻類垂下式養殖とうに類垂下式養殖を追加して欲しい。	
8	区第 72 号において、既設の筏を利用してカキ類の養殖を行いたいので、貝類垂下式養殖を追加して欲しい。	
9	現有免許の区域で新たな養殖種として、区第 102 号に貝類垂下式養殖を追加していただきたい。	
10	共第 26 号について、関係地区が「小浜市田烏、矢代、志積、阿納、犬熊、西小川、加尾、宇久、泊、仏谷、堅海、若狭、甲ヶ崎、小松原、下竹原、新小松原、福谷、北塩屋、山王前、松ヶ崎、湊、堀屋敷、羽賀、水取および一番町」となっているが、現在の漁業権行使規則の組合員の範囲である「下根来」および「生守」を追加してほしい。	活用漁業権者から漁業権行使規則の組合員の範囲に対応した関係地区の追加であることから、福井海区漁場計画（案）に反映します。
11	区第 82 号の関係地区が「小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、鯉川および岡津」となっているが、漁場の区域を考慮し、「小浜市堅海」へ変更をお願いします。	漁場の区域を考慮し、福井海区漁場計画（案）で関係地区を「小浜市堅海」に変更します。

なお、意見の結果を踏まえた福井海区漁場計画（案）は、漁業法の規定に基づき、知事から福井海区漁業調整委員会に意見を聴きます。

その後、福井海区漁業調整委員会から利害関係者からの意見聴取を経た答申を受け、知事が福井海区漁場計画を作成します。